

令和8年度 伊賀市災害対策本部員名簿

令和8年4月1日
防災危機対策局

	役職名	氏名
1	本部長	市長 稲 森 稔 尚
2	副本部長	副市長 宮 崎 寿
3	本部長付	教育長 澤 田 剛
4	本部長付	政策調整統括参与兼 未来政策部長 風 隼 徳 彰
5	防災総括部 (防災危機対策局) (未来政策部)	総合危機管理統括参与兼 防災危機対策局長 西 久 保 陽
6	総務部	総務部長 藪 中 英 行
7	地域力創造部	地域力創造部長 福 岡 秀 明
8	財務部	財務部長 中 西 孝 治
9	地域連携部	地域連携部長 百 田 貴 子
10	人権生活環境部	人権生活環境部長 瀧 口 嘉 之
11	健康福祉部	健康福祉部長 川 北 喜 道
12	産業農林部	産業農林部長 堀 川 敬 二
13	建設部	建設部長 岩 野 庄 司
14	消防本部	消防長 井 上 直 丈
15	市民病院部 (上野総合市民病院)	上野総合市民病院副院長 松 田 克 彦
16	上下水道部	上下水道部長 上 窪 英 男
17	議会事務局	議会事務局長 城 北 博 章

* 緊急連絡先: 防災危機対策局長(公用携帯) 090-9286-1454

伊賀市災害対策本部配備基準

1 準備体制

	風水害等対策時	震災対策時
配備基準	<p>① 市内に次の注意報のいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p> <p>ア 強風（風雪）注意報</p> <p>イ 大雨注意報</p> <p>ウ 大雪注意報</p> <p>エ 洪水注意報</p> <p>② 警報が発令されていないが、市内が台風の進路にあたる時。</p> <p>③ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p>	<p>① 市内で震度4以上の地震が発生し、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>② 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p>
配備内容	<p>○ 防災総括部総括班及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行える配備とし、警戒体制に入れる体制</p> <p>○ 市長（本部長・水防管理者）は、状況により配備の可否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。</p>	<p>○ 防災総括部総括班及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行える配備とし、警戒体制に入れる体制</p> <p>○ 市長（本部長・水防管理者）は、状況により配備の可否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。</p>

2 警戒体制（風水害等対策時（警戒体制配備1・警戒体制配備2-1、2-2））

	風水害等対策時	震災対策時
配備基準	<p>① 市内に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>ア 暴風、暴風雪警報 イ 大雨（雪）警報 ウ 洪水警報</p> <p>② その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>	<p>① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>② 県内（伊賀市を除く）及び隣接市村に震度5強以上の地震があり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。</p> <p>③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p>
配備内容	<p>○ 相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制</p> <p>○ 市長（本部長・水防管理者）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。（配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機する。）</p>	<p>○ 相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制</p> <p>○ 市長（本部長）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。（配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機する。）</p>

3 非常体制

	風水害等対策時	震災対策時
配備基準	<p>① 市内に次の特別警報のいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めるとき。</p> <p>ア 暴風特別警報 イ 大雨特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報</p> <p>② 市内全域にわたって甚大な風水害、その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めるとき。</p>	<p>① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p>
配備内容	<p>○ 市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制</p>	<p>○ 市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。ただし、執務待機場所に登庁できない場合は、自宅近隣の市関係庁舎へ登庁する。</p>